

越前市電気自動車導入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、越前市電気自動車導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、電気自動車の導入を促進し、自動車から排出される温室効果ガス及び大気汚染物質を削減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「電気自動車」とは、一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金業務実施細則別表1に定める電気自動車又は燃料電池自動車（新車に限る。）をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、電気自動車を購入する者（リース契約により使用する者を含む。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 市税を滞納していないこと。ただし、市長が、特別徴収等、申請を行う者の責めに帰すべき事由がないと認めるときは、この限りではない。
- (2) 市内に住所を有する個人又は市内に主たる営業所若しくは事務所を有する事業者であること。
- (3) 電気自動車を購入する者にあつては、市内に住所を有する販売店から購入すること。
- (4) リース契約により電気自動車を使用する者にあつては、その契約期間が4年以上であること。
- (5) 過去に補助金の交付を受けていないこと。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、50,000円とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、電気自動車の購入契約又はリース契約を締結する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 見積書（リース契約の場合はリース期間が確認できること）

(2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により、補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容の調査及び審査を行い、交付の可否及び交付する場合は、補助金額を決定し、申請者に通知する。

2 補助金を交付する優先順位は、補助金交付申請を市が受け付けた順とする。

(交付条件)

第7条 補助金の交付決定に市長が付する条件は、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「交付規則」という。）に定めるほか次のとおりとする。

(1) 補助金の交付決定のあつた日から起算して90日を経過する日又は当該交付決定のあつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに電気自動車の購入契約又はリース契約を締結すること。

(2) 補助の対象となる電気自動車を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する法定耐用年数の期間（リース契約の場合は当該契約において定める使用期間）、善良なる管理者の注意をもって市内で管理するとともに、補助金の交付の目的に従つてその適正な運用を図ること。

(3) 電気自動車走行等に関する情報の提供に協力すること。

(実績報告)

第8条 第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、補助の対象となる電気自動車の自動車検査証が交付された日から1か月以内又は当該交付決定のあつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業完了実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書（明細が記載されているものに限る。）の写し（リース契約の場合はリース契約書の写し）

(2) 自動車検査証の写し

(3) 補助対象となる電気自動車の写真

(4) 補助対象となる電気自動車の保管場所標章番号通知書の写し（ローン契約により購入した場合等、補助金の申請者と自動車検査証の所有者が異なる場合）

（補助金の請求）

第9条 補助金の交付の請求は、交付規則第14条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後に、補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出して行わなければならない。

（その他補助金交付手続）

第10条 第5条から前条までに定めるもののほか、補助金の申請、交付等の手続は、交付規則による。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年9月10日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月17日から施行し、改正後の越前市電気自動車導入促進事業補助金交付要綱第8条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

越前市長 殿

申請者 住所

（法人又は団体にあつては、所在地）

氏名

〔 法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

越前市電気自動車導入促進事業補助金交付申請書

越前市電気自動車導入促進事業補助金の交付を受けたいので、越前市電気自動車導入促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

また、市長が、私（当法人）の市税の納付状況について確認することに同意します。

1 補助事業の名称

越前市電気自動車導入促進事業

2 補助金交付申請額

金 50,000円

3 補助事業の目的及び内容

（補助事業の目的）

自動車から排出される温室効果ガス及び大気汚染物質を削減する。

（補助事業の内容）

4 購入予定価格又はリース予定価格

金 円

5 添付書類

(1) 見積書（リース契約の場合はリース期間が確認できること）

(2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

年 月 日

越前市長 殿

申請者 住所

（法人又は団体にあつては、所在地）

氏名

〔 法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕

越前市電気自動車導入促進事業補助金完了実績報告書

年 月 日付け越環第 号にて交付決定を受けた越前市電気自動車導入促進事業補助金について、その事業を遂行したので、越前市電気自動車導入促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおりその実績を報告します。

1 補助事業の名称

越前市電気自動車導入促進事業

2 電気自動車の購入契約又はリース契約の締結日

年 月 日

3 補助事業の交付決定額

金 50,000円

4 添付書類

- (1) 領収書（明細が記載されているものに限る。）の写し（リース契約の場合はリース契約書の写し）
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 補助対象となる電気自動車の写真
- (4) 補助対象となる電気自動車の保管場所標章番号通知書の写し（ローン契約により購入した場合等、補助金の申請者と自動車検査証の所有者が異なる場合）

年 月 日

越前市長 殿

申請者 住所

（法人又は団体にあつては、所在地）

氏名

〔法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

補助金交付請求書

年 月 日付けで補助金の交付決定通知のあつた次の補助金について、越前市電気自動車導入促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、交付を請求します。

交付決定年月日	年 月 日
交付決定番号	越環第 号
補助事業の名称	越前市電気自動車導入促進事業
補助金の交付決定額	金 円
補助金の交付確定額	金 円
交付請求額	金 円

口座振込先

金融機関名	銀行・金庫 農協	本店・支所 支店・出張所
口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		